

第4節 「職リハサービスを選択していない若者」の理解のために ……職業リハビリテーションにおいて発達障害を理解する……

本章で用いる「職リハサービスを選択していない若者」とは、背景に“障害特性に起因する問題”をもちつつも、教育・雇用・訓練施策において、障害特性に即した支援の対象となっていないことから、いずれの施策においても周縁的存在となっている者（MEET’H：Marginal in Employment, Education or Training with handicap）をさしている。したがって、“通常教育諸学校を卒業”したために“職業リハビリテーションという選択肢がない”あるいは“選択肢があったとしても職業リハビリテーションを選択しない”のみならず、“特殊教育諸学校を卒業”したことにより“職業リハビリテーションという選択肢はある”ものの“選択肢があったとしても選択しない”といった制度的側面並びに心理的側面の問題を検討することが必要である。すなわち、一般雇用施策と障害者雇用施策の間にあって、いずれもが選択可能であったためにいずれも選択されがたかった若者の問題とは、通常教育諸学校を卒業した場合のみならず、特殊教育諸学校を卒業した場合にも該当しており、ここで改めて「職リハサービスを選択していない若者」の在籍校とサービスとの対応の問題に加えて、サービスの選択にかかる希望並びに心情、障害特性に相応したサービスがないという理解をも視野に入れた問題があることを強調しておかなければならない。

「職リハサービスを選択していない若者」にとって、「職業リハビリテーション・サービス」を利用するという選択肢がなかったのか、あったとしても選択されなかったのか、選択できなかったのか、それはなぜか……制度の問題か、心理的な問題か、両方か……が解明されなければならない。第2章では、職業リハビリテーション・サービスを利用した若者たちにとって、これらの問題がどのように解決されたのか、されなかったのかについて、検討していくことになる。事例の検討に先立ち、第4節では、発達障害を理解する上での課題を整理しておくことにする。

1. 発達障害の理解のために

…… 発達障害者支援法における発達障害 ……

原（2005）は「発達障害者支援法における発達障害の定義をみると、従来の発達障害概念の一部が「発達障害」として取り上げられているに過ぎない。支援法の定義は従来の概念からすると「軽度」発達障害として議論されてきた状態像が相当する。用語は同じでも概念の範囲が異なるので混乱は必至である。」として「支援法の発達障害は、法的に位置付けられてきた従来の障害（知的、身体、精神障害）の枠組みの外にあるが、しかし支援が必要な「障害」者をどのように定義するかの議論の中で採用された行政用語と理解しておこう」と注意を喚起している。

この議論は、1993年の心身障害者対策基本法の改正（障害者基本法への改称を含む）に際し、参

議院において「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること」が付帯決議として提出されたことと関連が深い。この付帯決議に対し、「①自閉症については、その概念が必ずしも十分確立している段階とは考えられておらず、また自閉症の症状を示す者の多くは知能の障害を有するため、自閉症と精神薄弱（1993 年当時：筆者注）の区分にあたっては困難な点が多い。②精神薄弱者福祉法においては、「精神薄弱者」の定義を設けておらず、自閉症による日常生活上の支障があり援助が必要な場合には、知能が一定以上であっても精神薄弱者として法律の対象として必要な援護措置を講じている。③以上のことから、改正法案における「精神薄弱」の中で「自閉症」ととらえることができる。」（厚生省社会援護局更生課，1994.2）とした経過があるものの、こうした理解が療育手帳制度の運用に的確に反映されなかった経緯がある。

発達障害者支援法に示された「発達障害」の各種障害において、知的障害との異同を問題にする背景は、このような制度の運用をめぐる経緯にも見ることができる。したがって、依然として存在する理解＝誤解としては、「発達障害は知的障害を伴わない」という点があげられる。また、「診断の優先順位が共有されていない」という状況、さらには、「学齢期の診断の予後（青年期以降の状態像）については明確ではない」という状況については、今後の検討課題としてあげておかなくてはならない。

（１）障害理解をめぐる ……知的障害との関係……

① 連続体：自閉症スペクトラムの理解

東條（2005）は、「自閉症スペクトラムの概念によれば、自閉症、アスペルガー症候群、非定型自閉症はそれぞれ別個の障害ではなく、連続体であり、さらに、自閉症の特質と似た困難を抱える健常児者へも連続性があるとする概念で、日本語に直訳すれば「自閉性の連続体」となる。最近では、自閉症スペクトラム障害（autism spectrum disorder）という用語も使用され、ASD と略記される。また、高機能自閉症スペクトラム障害あるいは高機能広汎性発達障害という用語も、自閉症、アスペルガー症候群、非定型自閉症のうち、知的障害のない場合に使用されている（なお、レット障害と小児期崩壊性障害では、一般に知能面の障害が重く、高機能に該当することはない）」とし、自閉症についても、知的障害についても、それぞれが健常児者に連続性がある概念として理解することに加え、両方の連続性を組み合わせて障害を理解することの重要性を指摘している。

自閉性の障害特性と健常者との連続性については、検討が進められている（例えば、若林，2003；國平ら，2003）。こうした研究の成果は、自閉性障害の診断においてカテゴリー診断から量的診断への変更を示唆するものと考えられている。この変更は、個人差の理解に関して重要な意味を持っている。

黒田（2004）もまた、高機能自閉症並びにアスペルガー症候群を自閉症スペクトラムとして位置づけ

ることの妥当性や研究上の意義を指摘している。ただし、「自閉症スペクトラム」が研究者によって異なった意味で使われている点に、注意を喚起している。すなわち、自閉症における臨床状態の多様性を意味する場合と広汎性発達障害を意味する場合である。前者の臨床状態の多様性の例としては、Wing, L. (1992) の「孤立」「受動」「奇異」という対人関係障害の3タイプについて連続していると考えられる例をあげる。また、後者の例としてウィング (1996) の「3つ組 (①対人的相互交流の障害、②言語的及び非言語的コミュニケーションの障害、③想像・創造的活動の障害と極端に限定された「興味」や関心、あるいは反復的・常同的な活動の障害)」を有する場合に用いられ、高機能自閉症とアスペルガー症候群はこのスペクトラム障害の軽度の障害として位置づける例をあげる (前掲、黒田)。

黒田 (2004) はまた、「3つ組」の障害を持つ共通グループの理解のために、表 1-4-1 をあげ、高機能自閉症スペクトラムの人々と低機能自閉症の人々とは共通する障害を有していることを指摘した。

表 1-4-1 自閉症の主要な診断特徴と問題行動との関連性

障害の領域		関連する問題	
		低機能の子ども	高機能の子ども
コミュニケーションと理解の障害	不適切な言語	欲求不満・攻撃：許容されないやり方での環境支配の試み	言葉の不適切な使用 (反響言語、習慣的な言葉、脅迫的な質問等)
	理解力の乏しさ	不安、苦痛、混乱した行動	共同作業ができないと見られる
	内言語の欠如	遊んだり没頭したりできない	想像スキルに乏しい、あまり自己制御できない
対人的理解の障害	対人的意識の欠如	ひきこもりと孤立 人前での迷惑で不適切で混乱した行動	人とつきあおうとするが不適切なことが多い。人に敵対的攻撃的になることがある。人の気持ちがく読めない>ために、無神経、同情心欠如、残酷とすら見られる
強迫と儀式	強迫的行動パターン	他のもっと生産的な行動やスキルの獲得を著しく制約する。	習慣や儀式に人を巻き込むことがある。人の活動にも大きな制約をもたらすことがある。
	習慣の混乱	重度の苦痛、混乱、攻撃心をもたらすことである。	
	変化を嫌う	とても固くて、柔軟性に欠ける行動パターンとなり、変化が避けられない場合、大きな苦痛と不安をもたらす。	
	強迫的関心		結果がどうであれ、追求することがある。これについて絶えず話しかけ相手に嫌悪感を覚えさせることがある。

(資料出所：自閉症の心理治療と治療教育 Patricia Howlin (訳 門 眞一郎)
自閉症と発達障害研究の進歩 2001/Vol.5 星和書店 p.135)

ここでは自閉性障害の理解のために、「連続体：スペクトラム」という考え方に限定し、知的障害との関係について述べた。すなわち、自閉性障害と知的障害の2軸はともに連続性があること、しかし、それはそれぞれについて独立していること、一方で、自閉性障害は高機能であれ低機能であれ、共通する課題をもっていること、という指摘に注目しておきたい。

② 学習障害（LD）と知的機能の問題の理解

学習障害（LD）と知的機能の問題では、「LD を「軽度」精神遅滞と連続してとらえ、それに基づいて教育実践を考える」立場と「LD を軽度精神遅滞とは異なるととらえる」立場がある（依田，2000）。このことについては、既に報告（障害者職業総合センター，2004）があるのでここではその一部を再録することにしたい。

この2つの立場は、学校教育在学中の児童・生徒に対し、LD と認定する基準を異にするはずである。つまり、前者の立場をとれば、極論すれば「LD であるかどうかを峻別する必要がない」ことになる。学業困難の状況が改善されれば障害カテゴリーを問う必要はないからである。この見解の延長線上に、通常学級で対応する特別支援ニーズを持つ一群の生徒の中に位置づけるという施策が用意されたと考えることができる。この特別支援ニーズを持つ対象者の中に、軽度知的障害児や境界線児、「学習障害」児が含まれている。

上野（1995）は、LD の概念を表わして図 1-4-1 のような図式化を行い、「わが国固有の集団指導に重きをおく教育価値観の中で、選択性のある個別的な発達支援のシステムがうまく機能していくためには、通常教育と特殊教育の連続性を新たな発想で再構成できるかどうかが鍵である」と指摘しているが、これがそのまま、知的障害との連続性の根拠となるという指摘でもある。

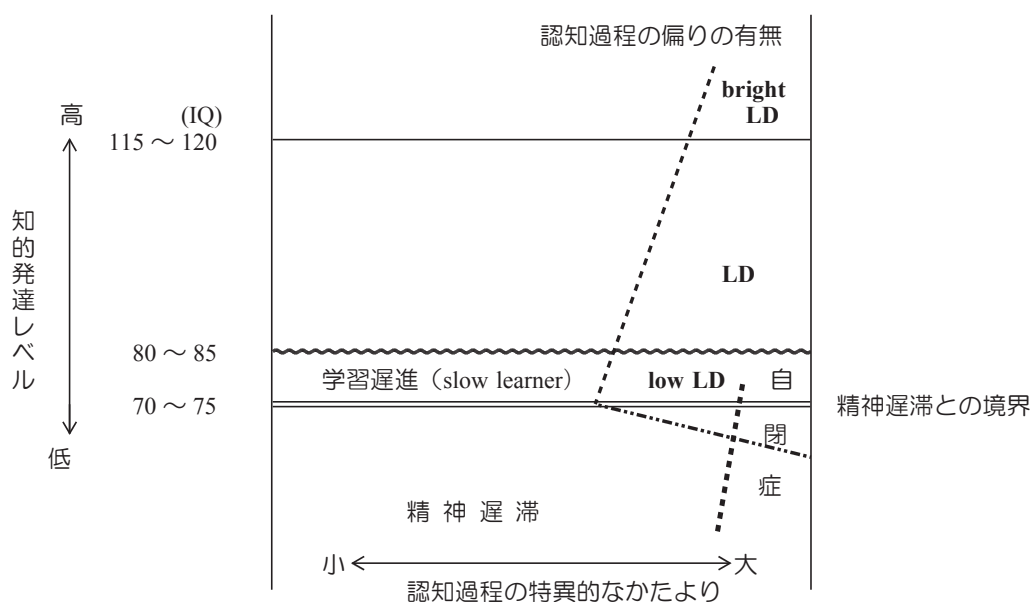


図 1-4-1 LD と近接概念との関係（上野，1995）

また、「『学習障害』学童の指導事例を読む限り、それは「軽度」精神遅滞への教育指導と類似しているのではないだろうか」「既存の障害カテゴリーを廃止して『特別な教育上のニーズを持つ学童』の一部として把握して、障害カテゴリーにこだわらないで個別学童が示す教育的ニーズに対応する教育

指導を構築することをめざすのも一方途であろう。また、『軽度』精神遅滞と『学習障害』に限って統合して『学習困難』概念という教育指導概念で学童を分類し、個別学童の教育的ニーズに対応することも考えて良いであろう（清水，1998）」という指摘もある。

これに対し、後者の立場をとれば「LD ではない」という診断が必要であるばかりでなく可能でもあり、教育方法においては軽度知的障害とは異なると主張していることになる。確かに教育学研究の対象として LD をとりあげるのであれば、定義通り知的障害とは重複しないとする LD の医学的診断が必要となるだろう。しかし、結果として、通常学級で対応する特別支援ニーズを持つ一群の生徒の中に位置づけるという施策を必要とするという点では、前者と同一の立場をとる。この対象者の中に、軽度知的障害児や境界線児、「学習障害」児が含まれていても、教育方法において固有であるという見解とは矛盾しないからである。

しかし、全国 LD 親の会が行った移行実態調査（2005）並びに、障害者職業総合センターにおける調査研究（2004）により、就職に際して療育手帳を取得し、あるいは知的障害判定により職業リハビリテーション・サービスを利用する実態があることが明らかとなっている。したがって、このような実態を、一次障害に内在する問題ととらえるのか、二次障害ととらえるのかについて、意見が分かれることになるといえよう。こうした教育関係者の立場の違いによる「学習障害」のとらえかたについては、学齢期に「学習障害」と判断された対象事例の長期にわたるフォローアップによって検証されていくことになるだろう。

③ 注意欠陥多動性障害（ADHD）と知的機能の問題の理解

近年、ADHD の症状理解は注意障害に基づくというより、自己制御の障害と考えられるようになった。最近の研究によれば、ADHD は脳の発達の遅延が主体とされ、行動抑制の発達の遅れが実行機能の発達に関連するものであるとされる（Barkley，2003）。Barkley（1997）による行動抑制とは前頭葉機能の障害によるものであり、「反応が起きるのを抑制する」「起きている反応を中断する」「進行中の活動を妨害行動から守り持続させる」「反応を遅らせる」能力とされている。また、実行機能の障害とは「作業記憶^{注1)}の問題」「内的会話^{注2)}によるセルフモニタリングの問題」「情動と覚醒レベルのコントロール^{注3)}の問題」「再構成^{注4)}の問題」をさしている。したがって、知的機能の高低にかかわらず、実行機能の発達の遅れにより行動上の問題が生起するということになる。

注1：作業記憶／次の作業のために心の中に必要な情報をとどめておく力。作業記憶の欠陥は、粗忽、健忘、後から考えたり見直しをもって行動することができない、などを引き起こす。

2：内的会話／問題を解決している途中で、様々な解決策について自分自身を会話をすること。内的会話に問題を持つとルールや指示に従う力を要求される状況で、自らの行動を方向づけることが困難になる。

3：情動と覚醒レベルのコントロール／感情反応が起きて課題の遂行に集中できるような形や程度に変化される力。

4：再構成／問題状況に直面したときに、問題を分析し、可能な解決方法を見出し、ほかの人と連携するといった柔軟な対応を可能にする力。
（二上，2002より再構成）

Barkley はまた、ADHD における行動抑制の障害と実行機能の障害によって生じると考えられる種々

の認知障害に関し、図 1-4-2 に示す ハイブリッドモデルを提案している（二上，2002）。知的機能との関係でこのモデルをみると、モデルに示された様々な認知障害は、知的障害がない、もしくは軽度の場合には ADHD との関連で診断されることになるが、知的障害が中・重度の場合、その他の様々な障害特性とあわせて知的障害との関連で診断されることが望ましいことに気づかされる。すなわち、ADHD の場合には、知的障害がない、もしくは軽度であることが多いと考えられる。

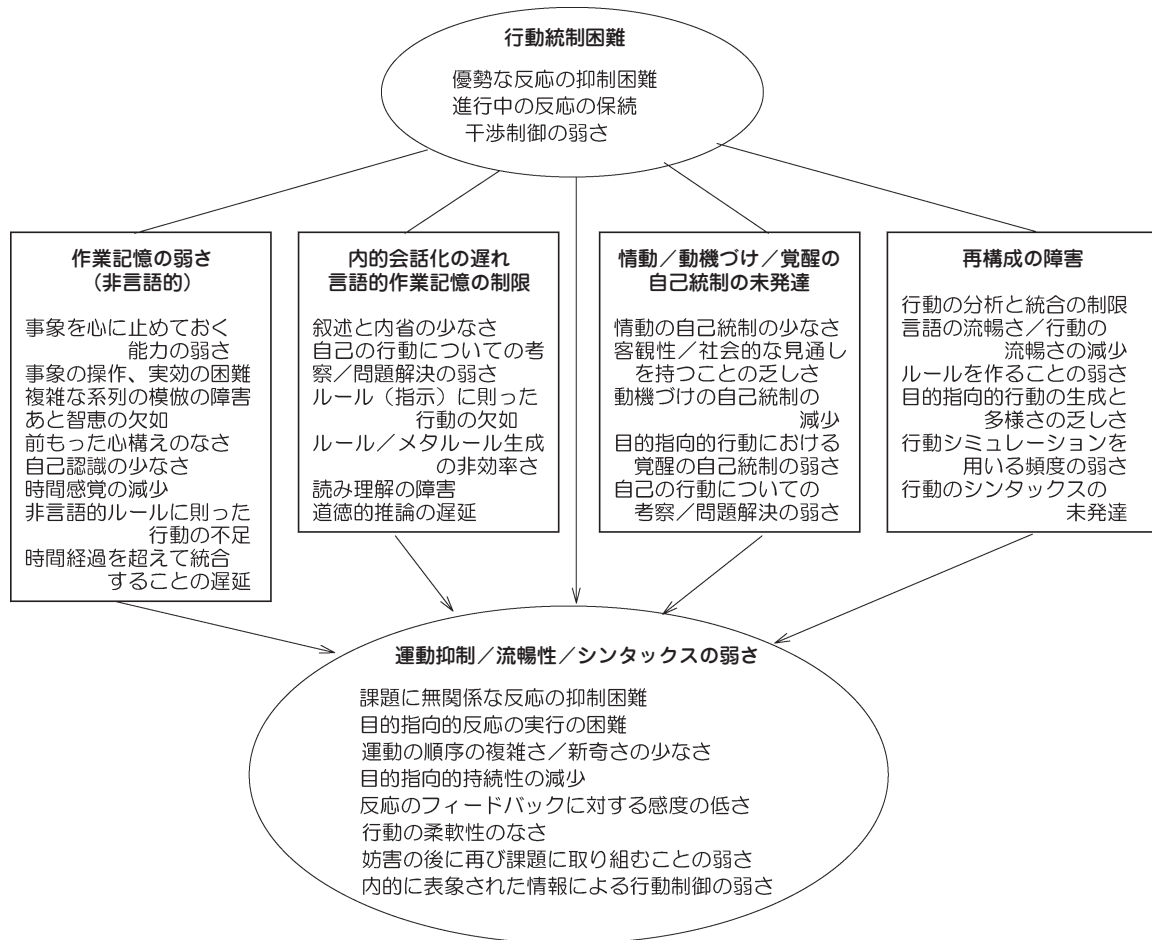


図 1-4-2 ADHD において行動抑制の障害と関連すると考えられる多くの認知障害を示した実行機能のハイブリッドモデル
（Barkley: 二上，2002）

（2）診断をめぐって ……優先的に診断される特性……

辻井・杉山（1999）は、学習障害、広汎性発達障害、多動性障害などの全般的な知的障害を伴わない軽度発達障害においては、操作的診断基準において複数の診断を満たした場合、診断に優先順位をつけることが必要であるとして、将来的に問題を残しやすい広汎性発達障害を優先すること、両者を LD（Learning Disabilities）などの名前のもとで曖昧に同じように扱うには問題があること、を指摘する。しかし、このような明確な診断基準の順序性により、各種障害を見直すことについての共通理解は、医

学関係者に共有されたとしても、医療機関の利用者に共有されているわけではない。

生地（2002）は ADHD の診断に際し、DSM-IVなどで示された症状項目に何項目該当するかで診断する操作的な診断体系であること、こうした操作的な診断基準を当てはめやすい障害と受けとめられていること、について、「症状の記述がわかりやすい表現になっているからといって、専門家でなくても診断ができると考えることに問題がある」としている。さらに、診断の難しさとして、①発達段階に応じて不適応的であるかどうか、②状況によって行動が変わる場合の評価、③広汎性発達障害との鑑別、をあげる。このため、各年齢の子どものスタンダードの知識と行動の観察経験が必要であり、さらには発達障害全般の臨床経験も不可欠であるとする。このような警告ともいえる診断をめぐる問題の指摘は、全国どの地域においても、また、どの年齢層の対象者に関しても、同様に対応できる環境がにわかには整いがたいことを示していたのだが、状況は現在でもあまり変わっていない。

したがって、青年期に至った「職リハサービスを選択していない若者」は、「障害だとは思っていなかった」「かつて診断されたことがあるという事実を知って驚いた」などが多い。これは、保護者や周囲の支援者が子どもの気になる特性について、LD 傾向、自閉傾向、ADHD 傾向などを気にする（もしくは判断する）などであったとしても十分な対応が整備されていなかった、あるいは診断があったとしても教育支援に結びつかなかった、などの問題とも対応している。また、教育用語とされる LD については、もともと、医学的診断とは区別するという見解もある（障害者職業総合センター，2004）。一方で「診断されたことがあることは知っているが、障害特性に関する理解が適正ではない」「診断を受けとめてきたが、発達とともに障害特性が診断名と異なることになった現実を受け入れることを拒む」などは、誰にも起こりうる極めて日常的なことになっている。

現行の職業リハビリテーションの支援との関連でみると、身体障害、知的障害、精神障害等には法的に特別なサービスが用意されている。つまり、青年期に至ってこの障害に該当する者については、診断もしくは判定によりサービスを利用することが可能であり、移行支援の選択に際してはサービスが用意されているものを優先することが現実的である。特に、知的障害との関係について検討が必要になるのはこのためである。「職リハサービスを選択していない若者」の中には、学齢期の診断や判断とは別に、青年期における状態像の変化を的確に再評価した結果、就職に際して制度化されているサービスを利用する事例が存在するからである。

発達障害者支援法でも明記されたが、専門医療機関の充実が喫緊の課題であるとされており、的確な早期診断の必要性があげられている。加えて、早期診断以降の状態像の変化に対し、きめ細かなフォローアップ診断が必要である。

（3）予後について …… 一次障害への早期対応／二次障害への青年期における対応 ……

平林（2002）は、長期予後の研究方法に関し、満たすべき条件が存在するとして、その条件をあげている。すなわち、①医療機関の性格によって対象に偏りが生じるのを避けるために、ある地域の条件を満たす全ての人口を対象とした研究であること、②学童期・青年期・成人期の長期にわたり、同一の対

照群について脱落例を一定以内に抑えつつフォローされていること、③治療の及ぼす効果については統制群をおき、無作為的に割り付けた研究であること、などである。しかし、様々な制約によりそのようなデザインが困難なことも多く、条件を十分クリアした報告は極めて少ないとし、わが国では長期予後に関する研究自体がまだほとんどなされていない、としている。

職業リハビリテーション・サイドからは、学齢期の判断・診断とは異なる青年期の状態像に対し、障害受容と職業準備性の問題を受けとめることの重要性並びに困難性について指摘した（障害者職業総合センター，2004）。しかし、このような指摘が対象障害者の全体像に対して代表性のある指摘なのかどうかについては、解明する方策を持ち得ないという問題を常に抱え込んできた。一方、職業リハビリテーション・サービスの利用者限定で、学齢期の課題を分析するという方法を通して、明らかにできることも確かにある。療育手帳のサービスについては、主として一次障害との関連で、また、精神障害者保健福祉手帳のサービスについては、主として二次障害との関連で整理してきた。しかし、早期診断と長期予後の研究が必要となることは言うまでもない。

（４）ニーズに寄り添う／ニーズの再検討を支える

本報告書の対象障害のある若者に特徴的な「障害理解」の認知構造を整理すると、以下のようになる。また、表 1-4-2 に、職業リハビリテーションの利用が選択されるまでの過程を 3 期に分けて示す。

「通常学級を卒業した＝障害ではない＝健常である」という思いを支えに学校を卒業した場合、当然のこととして就職は健常の若者と同様に行うことになる。通常教育に在籍した発達障害のある若者の場合、就職の時点まで「障害がある」という現実と直面する機会を持ち得なかった事例が多い。言い換えると、本人は就職における経験を通して初めて、障害理解に直面することになる。「おとなになったら障害ではなくなる」という見通しが現実的ではないことが、うすうすわかってきても、心理的防衛反応として障害を否認する傾向が強い。

したがって、挫折体験（初職入職困難）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）があったとしても、「一般扱いでの就職」にこだわる。つまり、他に自分に適した仕事があるのではないかと思いを持ち続けることになる。健常者としての自己像を否定せざるを得なくなるという経験の意味は、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い。しかし、つきつけられた厳しい現実を否認しきることができず、さりとて「治る」ことが不可能であることを否定できなくなった結果、職業生活設計の方向転換を行うことになる。最終的には、「できないことをできないと受けとめて、特性に即したサービスを選択する」ことが中心的課題となる。

こうした過程を経て、自己像を再構築し、安定した環境で活動を始めるとともに、その生活で新たな目標の達成をめざす時期を迎えることになるのだが、本人のこうした挑戦には困難が大きく、障害を受けとめるうえで支援を欠くことができない場合が多い。そのうえ、就職の先送り傾向に紛れてしまった場合には、障害に向きあう時期もまた先送りされることになる。

このような障害受容の過程で問題となるのは、自己評価と客観的評価のギャップの大きさである。し

たがって、自分の障害特性に関する理解を適正化し、漸次、ギャップを埋めていくためには、「職業生活に即した体験的な学習場面の設定」並びに「体験したことがらの評価」を通して自己理解と障害理解を支えるためのカウンセリングが不可欠である。その際、ギャップを解消しないまま、あるいはさらに拡大させてきた外的条件として、「普通をめざす」を目標とした教育歴がある。また、内的条件として、障害特性それ自体がもたらすもの、すなわち、「障害の状況を客観的に把握するうえで、知的能力にも洞察力にも困難がある」場合があることをあげておきたい。

表 1-4-2 離転職の経験を整理して障害を受容する過程

第1期：自己理解の深化と職業生活設計の見直し 障害受容の第1ステップ：できないことを障害特性であると受けとめる 「おとなになったら障害ではなくなる」が現実的でないことがうすうすわかってきているが、心理的防衛反応として障害を否認したいという気持ちが強い時期
第2期：自己理解の揺らぎと職業生活設計の再構築 障害受容の第2ステップ：障害と障害者像の修正 現実を否認しきることができず、障害を完治することが不可能であることを否定できなくなった結果として起こる混乱の時期
第3期：障害受容の深化と職業自立をめざす生活設計の確認 障害受容の第3ステップ：できないことをできないと受けとめて支援を求める 前向きで建設的な努力が主になる時期

就職に際して知的障害もしくは精神障害を受け容れなければならなくなった若者をめぐる学校から職業への移行支援をめぐる現代的な課題は、まさに彼らの教育歴の作り方と密接に関連している。これは、通常教育に在籍する障害者が多くなった時代における障害者本人とその親の両者の障害の受けとめ方の問題でもある。

職業リハビリテーションを利用して就労準備をする際には、障害に対する理解を適正化し、特性にあった求人に応募するという決断が求められる。また、障害受容に関連して「できないことをできないと受けとめる」という課題や「働く生活を受け入れる」「労働習慣を身につける」など、職業的社会化の課題を達成することが求められる。これは養護学校卒業生にも同様の課題であるが、問題となるのは通常教育諸学校において「障害特性に応じた教育計画が成立していたかどうか」であろう。通常教育に在籍したことにより、こうした準備が十分でないままに卒業していくことによる問題は大きい。

通常教育に在籍したが「就職できなかった」あるいは「就職はしたが継続できなかった」「離転職を頻繁に繰り返すことになった」ことから職業リハビリテーションを利用して職業準備を終えた後、障害特性に即した支援を受け容れた事例は、採用後も継続している。しかし、こうした事例は必ずしも多くはない。むしろ、通常教育諸学校の経験は概ね苦しいものであり、加えて、「一般扱い」にこだわった結果、就職に結びつかなかった経験は、本人にとって激しい喪失体験となることが多い。こうした経験

により就労準備の困難を増大させた事例は、通常教育諸学校からの移行それ自体に問題があるのではないかという問題点を浮かび上がらせる。しかしまた、通常教育諸学校における就労支援の在り方を見直すことで彼らが移行に成功する条件が整備できるのであれば、それを問題にしなければならない。

現実には、通常教育諸学校を卒業した事例の多くが障害受容と職業的社会化の課題をあわせもつこと、これらの課題は通常教育諸学校の中ではとりあげられてこなかったこと、などが指摘できる。通常教育に在籍する障害生徒の進路指導では、本人のニーズに寄り添うことが必要となるが、職業リハビリテーションに関する理解を深めることが必要になるとともに、ニーズを再構築していくための支援が何よりも重要になるといえよう。

2. 学校から職業へ

…… 進路希望と利用可能な支援との間で ……

障害のある人が職業自立のための支援を利用する場合、障害者の雇用の促進等に関する法律が定めるサービスに併せて、通常の職業自立のためのサービスを利用することができる。しかし、学校から職業の世界へ移行するために学校が担っているサービスを利用できるタイミングは限定されている。そこで、“職業リハビリテーションの支援を利用したかどうか”、また“新規学卒として入職したのかどうか”によって、職業に就くまでの過程で利用できる教育・訓練機関の種類や入職を実現するために必要な支援、職業生活を維持・継続するために利用できる支援の内容が異なるに違いない。これは、“通常の職業自立のための支援措置”では十分でない人々、つまり、“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”に関する一般的な枠組みに他ならない。

(1) 職業リハビリテーションの支援の利用

障害者手帳の取得等は、障害者としてのさまざまな行政的なサービスが受けられることを意味する。こうしたサービスは、社会的弱者を対象とした、より広義の社会規範に基づいて整備されたものであり、その1つに職業的社会化に関する支援が位置づけられている。

職業紹介に際しては、求職者にできるだけ適合した職務を選択し、就職に結びつける配慮が必要であることから、公共職業安定所や地域障害者職業センター、障害者職業総合センター、障害者能力開発訓練施設などの連携のもと、職業相談や職業リハビリテーションの措置等を経て職務選択に至る方式が取られている。また、雇用主は雇入れに関し、特定求職者雇用開発助成金等の助成を受けながら職場定着に配慮を行う他、多様な雇用形態を模索している。

つまり、職業自立についてみれば、手帳の取得等は、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証している。しかし、こうした制度の利用については、申請の時期に本人が未成年であることを含め、保護者の決断が大きな要因となる。

（２）学校紹介の移行システムの利用 ……新規学卒としての入職……

新規学卒として入職することは、公共職業安定所や学校が確認した適切な求人の紹介を受けることができることを意味する。

学校との実績関係に基づき、雇用主は教育的配慮を行い、信頼に応えるべく体制を整備する。また、学校も中・長期的な信頼関係のために、定着指導に協力する。

つまり、職業自立についてみれば、新規学卒として初職入職することもまた、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証しているといえよう。ただし、こうした制度の利用については学校間格差が少なからずあり、また、学校の指導の流れにしたがって、学校生活に適應できていたかどうか大きな要因となる。

（３）若者が利用できる移行支援の枠組み

図 1-4-3 は、職業リハビリテーションのサービスと新規学卒システムが持つサービスを組み合わせたものとして示した（望月，1997）。これは障害の有無に関わりなく、わが国における若者の学校から職業への移行に際して利用できるサービスの全容である。

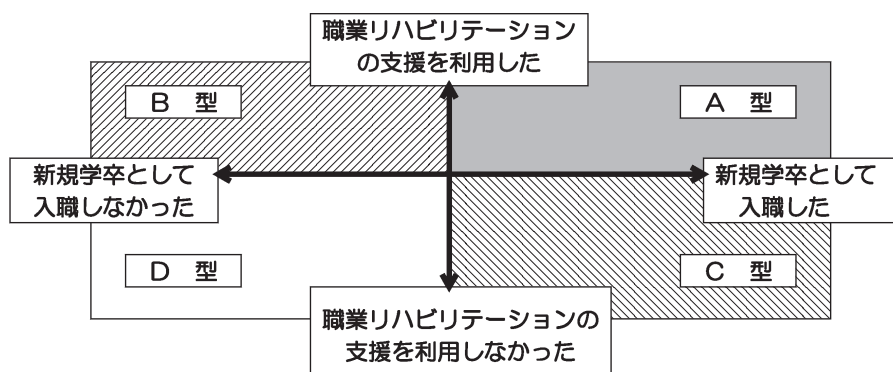


図 1-4-3 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

A 型は進路指導により学校紹介で就職するタイプであり、あわせて障害者手帳に保障されたサービスを利用するタイプである。養護学校高等部もしくは中学校心障学級を卒業する生徒が選択するタイプであるが、中卒就職者が激減している現在にあっては、養護学校高等部卒業時に選択されることが多い。養護学校高等部においては生徒一人ひとりに対して個別移行支援計画を策定することとされており、職業リハビリテーション・サービスの利用はその計画の中で検討されることになる。このタイプには、もともと職業リハビリテーション・サービスの利用は、選択肢として位置づけられている

B 型は、教育歴が養護学校卒であるか、高等学校卒であるか、また、高校中退であるかなどにかかわらず、職業リハビリテーション・サービスを単独で利用するタイプである。

C型は、進路指導により学校紹介で就職するタイプであり、新規学卒システムのサービスを単独で利用するタイプである。高等学校を卒業する生徒が選択するタイプであるが、専修学校専門課程を卒業する生徒が利用するタイプでもある。いずれにしても、一般の進路指導の枠組みにおいて指導計画が策定される。ただし、通常教育諸学校における進路指導計画の中で職業リハビリテーション・サービスの選択肢が検討され、選択される場合には、C型ではなくA型の移行に位置づけられる。

D型は、いずれのサービスも利用しないタイプであり、一般扱いの求人に応募する移行のタイプである。したがって、公共職業安定所で一般求人への紹介を求める場合もあるが、インターネットを介した自己開拓、情報誌や広告等を利用する場合や縁故など、求人・求職にかかわる媒体は多様である。

基本的にC型もしくはD型の場合には、職業リハビリテーション・サービスの選択肢は用意されていない。そのうえ、職業リハビリテーション・サービスに対する心理的な拒否もまた大きい。

これらの4つのタイプは、わが国において学校から職業への移行めぐって利用できる4つの選択肢ということになる。しかし、通常教育を終えて、新規学卒として就職しなかった場合、ないしは、就職はしたがうまくいかなかった場合、その時点ではじめて障害受容の問題に直面する若者は、これからも増えるだろうと考えられる。一つには、学校は卒業した生徒に対する職業紹介に関しては方策を持っていない（新規学卒システムによる学校紹介の対象は卒業時点の在校生に限定される）からである。さらには、特別支援教育が高等学校においても整備されるまで、個別の障害特性に対応する指導体制は十分ではないと言わざるを得ない状況にあるからである。こうした場合、彼らは一般求人に応募するタイプ（D型）によって入職することになるが、職業紹介に関する規制緩和が実施されていく現在、より自立度の高い行動様式を求められることになろう。したがって、良好な求人を見分けるためのスキルの習得は職業教育の課題になるが、手厚い保護の視点からみると、新規学卒として入職する場合と一般の求人に応募して入職する場合のギャップは、ますます大きくなると考えられる。

移行支援システムを構築していくうえでは、新規学卒就職システムの対象者の範囲を拡大する可能性ではなく、高等学校における特別支援教育で職業リハビリテーションを利用した移行を支援する形態（移行類型：図1-4-3のC型ではなくA型の移行）を構想することが急務である。

また、移行支援体制が効果的に機能するうえで、高等学校と養護学校高等部との連携が、一般職業相談と職業リハビリテーションとの連携が求められる。これは、「職リハサービスを選択していない若者」（MEET'H：Marginal in Employment, Education or Training with handicap）が職業リハビリテーション・サービスを主体的・積極的に利用してことができるように自己理解・障害理解を深め、環境を整備していくうえで、必要不可欠な要件であると考えられる。

【文献】

Barkley, R.A. Attention-deficit/hyperactivity disorder, self-regulation, and time: Toward a more comprehensive

- theory, Journal of Developmental and Behavioral Pediatrics 18, 27, 1997.
- バークレー, R.A. ADHD の理論と診断 日本発達障害学会第 37 回研究大会特別講演 発達障害研究第 24 巻第 4 号 357-376 2003.
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター 調査研究報告書 №56 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究 (その 2) — 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 — 2004.
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 発達障害のある学生支援ガイドブック — 確かな学びと充実した生活をめざして 2005.3.
- 玄田有史 ジョブ・クリエイション 日本経済新聞社 2004.
- 濱中義隆・荻谷剛彦 教育と職業のリンケージ 労働市場の分節化と学歴の効用 近藤博之編 『日本の階層システム 3 戦後日本の教育社会』 東京大学出版会 2000.
- 原仁 発達障害の診断とその課題 職リハネットワーク №56 8-12 2005.
- 平林伸一 長期予後 小児科診療第 65 巻 6 号 988-994 2002.
- 本田由紀 若者と仕事 「学校経由の就職」を超えて 東京大学出版会 2005.
- ハウリン, P. 自閉症の心理治療と治療教育 門眞一郎(訳) 自閉症と発達障害研究の進歩 5, 130-149, 2001.
- 二上哲志 注意欠陥多動性障害 (ADHD) — 病像と診断 小児科診療第 65 巻 6 号 939-943 2002.
- 乾彰夫 若者たちの労働市場のいま — 「学校から仕事へ」の移行過程変容の性格と課題 竹内常一編 『揺らぐ学校から仕事へ 労働市場の変容と 10 代』 第 1 章 2002.
- 岩永雅也 若年労働市場の組織化と学校 教育社会学研究第 38 集 197-145 1983.
- 荻谷剛彦 高校は変わった — 大学への「教育」問題の延期 現代の高等教育IDE 1998年3月号 1998.
- 荻谷剛彦 変貌する高校 — 高校教育は大学に何をもたらすか 現代の高等教育IDE 2001年4月号 2001.
- 小杉礼子 フリーターという生き方 勁草書房 2003.
- 小杉礼子・堀有喜衣 学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング結果 — 日本における NEET 問題の所在と対応 — JIL Discussion Paper Series 03-001, 2003.
- 小杉礼子・堀有喜衣 若年無業・周辺のフリーター層の現状と課題 社会科学研究第 55 巻第 2 号 東京大学社会科学研究所紀要 5-28 2004.
- 小杉礼子 若年無業者増加の実態と背景 — 学校から職業生活への移行の隘路としての無業の検討 日本労働研究雑誌 №533, 4-16, 2004.
- 小杉礼子 職業生活への移行が困難な若者 小杉礼子編 『フリーターとニート』 終章 勁草書房 2005.
- 厚生省社会援護局更生課 障害者基本法について 障害者の福祉 6-10 1994.2.
- 厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室 平成 16 年 3 月高校・中学新卒者の就職内定状況 2004, 2005.
- 熊沢誠 リストラとワークシェアリング 岩波新書 2003.

- 國平 瑶・千住 淳・長谷川 寿一・若林 明雄 健常成人に見られる自閉症的傾向の個人差——気質・心理的適応・認知機能との関連—— 自閉症スペクトラム研究第2巻 21-30 2003.
- 倉内 史郎 技術革新と技能労働力の給源——中卒から高卒への移行をめぐる要員問題 労務研究 Vol. 16 №6 1963.
- 黒田 吉孝 自閉症スペクトラムとしての高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理臨床的問題 障害者問題研究第32巻第2号 99-109 2004.
- 松丸 和夫 労働市場における若年雇用の今日的様相 社会政策学会誌第13号 若者——長期化する移行期と社会政策—— 31-49 2005.
- 耳塚 寛明 揺れる学校の機能と職業社会への移行 社会政策学会誌第13号 若者——長期化する移行期と社会政策—— 17-30 2005.
- 宮本 みち子 「“脱青年期”の出現にみる少子社会の親子のゆくえ」 季刊家計経済研究第23号 財団法人家計経済研究所 31-40. 1995.
- 宮本 みち子 「なぜベビーブーマーの世代間関係を問題にするのか」 季刊家計経済研究第25号 1995.
- 宮本 みち子 若者が《社会的弱者》に転落する y新書 074 洋泉社 2002.
- 宮本 みち子 長期化する移行期の実態と移行政策 社会政策学会誌第13号 若者——長期化する移行期と社会政策—— 3-16 2005.
- 望月 葉子 学校から職業の世界へ 障害者職業総合センター調査研究報告書 №19『「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究』第I部第3章 1997.
- 望月 葉子 知的障害者雇用事業所の訪問調査結果について 障害者職業総合センター調査研究報告書 №31『障害者の加齢に伴う職業能力の変化に関する実態調査報告書』第5章 1998.
- 文部省初等中等局 登校拒否（不登校）問題について 児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して 学校不適応対策調査 研究協力者会議報告 1992.3.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査結果 2002.10.
- 文部科学省 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告） 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003.
- 文部科学省 学校基本調査結果（各年度）
- 内閣府 平成15年版国民生活白書デフレと生活——若年フリーターの現在 ぎょうせい 2003.
- 内閣府 若年無業者に関する調査（中間報告） 2004.
- 中島 史明 1990年代における高校の職業紹介機能の変容 小杉礼子編 『自由の代償／フリーター』第5章 2002.
- 日本高等学校教職員組合・全国私立学校教職員組合連合 高校・障害児学校卒業生の就職実態調査結果 2004
- 日経連能力主義管理研究会報告 能力主義管理その理論と実践 日経連出版部 1969.

- 日本労働研究機構 調査研究報告書 №114 新規高卒労働市場の変化と職業への移行の支援 1998.
- 日本労働研究機構 調査研究報告書 №136 フリーターの意識と実態 ― 97 人へのヒアリング結果より ― 2000a.
- 日本労働研究機構 調査研究報告書 №138 進路決定をめぐる高校生の意識と行動 ― 高卒「フリーター」増加の実態と背景 ― 2000b.
- 日本労働研究機構 調査研究報告書 №138 大都市の若者の就業行動と意識 ― 広がるフリーター経験と共感 ― 2001.
- NPO 法人日本障害者高等教育センター 大学内の支援（サポート）組織に関するアンケート調査報告書 2004.
- 生地新 AD/HD の診断 精神科治療学第 17 巻第 1 号 15-26 2002.
- 大阪府教育委員会 知的障害のある生徒の府立高等学校受け入れにかかる調査研究校報告書（平成 13 年度） 2001.
- 大阪府教育委員会 知的障害のある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究事業 平成 14 年度進捗状況 2002.
- 大阪府教育委員会 知的障害のある生徒の府立高等学校受け入れにかかる調査研究 （中間報告）2003. 12.
- オルタナティブ教育研究会（菊地栄治／永田佳之） オルタナティブな学び舎の実態に関する調査報告書 国立教育政策研究所 2001.12.
- 労働省 平成 12 年版労働経済白書 2000.
- 清水貞夫 『軽度』精神遅滞の教育計画 田研出版, 1998.
- 辻井正次・杉山登志郎 学習障害と高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群）との臨床的比較 発達障害研究 第 21 巻第 2 号, 152-156, 1999.
- 東條吉邦 高機能自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラムの概念と支援の課題 職リハネットワーク №56 17-21 2005.
- 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク フリースクール白書 ― 日本のフリースクールの現状と未来への提言 ― 2004.3.
- 東京都教育委員会 東京都特別支援教育推進計画 ― 一人ひとりが輝く特別支援教育の想像をめざして ― 2004.11.
- 上西充子 能力開発とキャリア 佐藤博樹・佐藤厚編 『仕事の社会学―変貌する働き方』第 2 章 有斐閣ブックス 682 2004.
- 上野一彦 学習障害概念とその課題 ― 心理学の立場から ― 発達障害研究 第 17 巻第 3 号, 13-19, 1995.
- 若林明雄 健常者における自閉症スペクトラム仮説の妥当性：大学生の専攻分野と A Q 得点との関係からの検討 自閉症スペクトラム研究第 2 巻 11-20 2003.

- Wing,L. Manifestations of social problems in high-functioning autistic people. In Schopler, E. & Mesihov, G.B. (eds.) Hogh-Functioning. 1992 黒田吉孝 自閉症スペクトラムとしての高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理臨床的問題 障害者問題研究第 32 巻第 2 号 99-109 2004 より引用.
- ウィング,L. アスペルガー症候群とカナーの古典的自閉症 ウタ・フリス編著 富田真紀(訳) 『自閉症とアスペルガー症候群』 179-222 東京書籍 1996.
- 山田昌弘 パラサイト・シングルの時代 ちくま新書 218 筑摩書房 1999.
- 山田昌弘 パラサイト社会のゆくえ ― データで読み解く日本の家族 ちくま新書 495 筑摩書房 2004
- 山田昌弘 希望格差社会 筑摩書房 2004.
- 安田雪 働きたいのに ― 高校生就職難の社会構造 勁草書房 2003.
- 依田十久子 LDのとらえ方への一視点 ― LD 青年の症例を通して 千葉工業大学研究報告人文編 №37, 1-211 ～ 1-216, 2000.
- 全国 LD (学習障害) 親の会 教育から就業への移行実態調査報告書 (全国 LD 親の会・会員調査) 2005.1.
- 全国特殊学校長会 障害児・者の社会参加をすすめる個別移行支援計画 「就業支援に関する調査研究報告書」 ビジュアル版 ジアーズ教育新社 2003.